

新・文化庁の組織について

文化芸術基本法を踏まえた文部科学省設置法の改正により、2018年10月より文化庁は新しい組織となります。具体的には、京都への移転を見据え、次長を2人配置するとともに、文化部や文化財部を廃止し、総合的な文化行政の一層の推進に向けた機能強化を図ります。

これまで

定員231人

長官・次長・審議官・文化部長・文化財部長
・文化財鑑査官

長官官房

地域文化創生本部

(H29.4より京都に設置)

- 政策課
- 著作権課
- 国際課

部制廃止による機動的対応

文化部

- 芸術文化課
- 国語課
- 宗務課

省内業務
(博物館・
芸術教育)の
移管

文化財部

- 伝統文化課
- 美術学芸課
- 記念物課
- 参事官（建造物担当）

分野別
タテ割りから
機能重視へ

平成30年10月1日～

定員253人

長官・次長・次長・審議官・審議官
・文化財鑑査官

地域文化創生本部

■ 政策課

- ・文化庁全般の人事、機構定員、予算、顕彰制度
- ・文化庁全体の総合調整、日本文化の発信、文化政策調査研究(※1)

■ 企画調整課

- ・国会対応総括、文化芸術推進基本計画
- ・博物館、劇場・音楽堂など文化施設、アイヌ文化、文化独法

■ 文化経済・国際課

- ・文化経済戦略など各省との連携調整
- ・国際文化交流、国際協力

■ 国語課

- ・国語の改善及びその普及に関すること
- ・外国人に対する日本語教育に関すること

■ 著作権課

- ・著作者の権利・出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関すること
- ・著作権等に関する条約に関する事務を処理すること

■ 文化資源活用課

- ・不動産である文化資源の活用に関すること
- ・世界文化遺産・無形文化遺産に関すること、日本遺産に関すること

■ 文化財第一課

- ・建造物以外の有形文化財の調査・指定等に関すること
- ・無形文化財、民俗文化財、文化財保存技術の調査・指定等に関すること

■ 文化財第二課

- ・建造物である有形文化財の調査・指定等に関すること
- ・記念物、文化的景観、伝統的建造物群保存地区の調査・指定等に関すること

■ 宗務課

- ・宗教法人に関する認証等に関すること
- ・宗教に関する専門的、技術的な指導及び助言を行うこと

■ 参事官（文化創造担当）

- ・無形・動産である文化資源の活用に関すること(※2)
- ・生活文化振興、文化創造支援、文化による地方創生・共生社会推進

■ 参事官（芸術文化担当）

- ・実演芸術、映画・メディア芸術など東京団体窓口
- ・学校における芸術に関する教育の基準の設定など人材育成

注) 下線は遅くとも2021年度中を目指し京都に移転。参事官(文化創造担当)は当面、地域文化創生本部事務局を担う
本格移転までの間、文化調査研究(※1)は参事官(文化創造担当)で、無形・動産である文化資源の活用に関すること(※2)は文化財第一課で実施。